

現代日本語における「規範文体」の有用性について

内 山 和 也

【要 旨】

本稿では、現代日本語における規範文体の有用性について考察する。既成の類型的な表現様式は、規範文体と呼ばれる。日本語では、幕末から明治期に規範文体が複雑・多様化したことが知られているが、ついに近代口語体に収斂する。しかし、規範文体の多様性や系統性を探ることには、なお意義があるのではないか。本稿では、規範文体の概念を整理しながら、それが現代日本語でも重要な役割を果たすべきものであることを示した。

【キーワード】

規範文体 文章体 談話体 近代口語体 現代口語体

0. はじめに

ジャンルなどに応じて選択される既成の類型的な表現様式（語法・語彙・表記など）は規範文体と呼ばれる（木坂1999）。規範文体は、特定の時代の特定のジャンルの表現の規準となる（複数の）文章体だと考えられる。日本語では、幕末から明治期のいわゆる変革期において、規範文体（とジャンルの関係性）が複雑・多様化したことが知られている。これは、一方では、西洋から新しく輸入された文化や思想を吸収するための手段であると考えられ、一方では、当時の人々にとっての〈書く〉こと、あるいは、文章表現とは、まずは規範文体を選択することによって行なうものでもあったとも考えられる。その後、いわゆる言文一致の進行と公教育における統一的な国語教育の普及に伴って、規範文体は近代口語体に収斂し現在に至っている。では、現代日本語において規範文体を論じることに特段の意義がないといってよいものであろうか。たとえば、現代日本語の規範文体としての近代口語体に対して、その多様性や系統性を探ることに意義を見出すことはできないであろうか。

本稿では、規範文体、および、それに関連する概念や用語の意義を整理しながら、「規範文体」が現代日本語において果たすべき役割やその有用性について述べる。

1. 文体論における規範

1.1. 外在的規範と内在的規範

文体論において「規範」と「文体」とは、対立する概念といえる。文体論における「規範」は、そこからの逸脱を修辞的な彫琢と見做す考えと結びついてきたからである。たとえば、文体とは

標準的な文体からの体系的な逸脱、つまり、ズレが作家個人の個性的な表現そのものであると考えられる。あるいは、その標準的なものを数理的なものに置き換え、特定のジャンルや特定の時代の文章の平均値からの偏差がその書き手個人を特定するものと考えられる。あるいは、そのような標準や平均といったテキストに外在的な基準を内在化して、テキストにおける文脈上の対比において顕在化されるものとも考えられる。つまり、文脈上の対比の結果は、テキスト上の前後関係の(意図された)捻れであるとか、テキストの秩序だった統一性や連続性の破れであるとか、テキスト上に配置される言語要素の関連性、あるいは、構造的な対応関係の攪乱であるとか、テキストの読みにおいて経験される表現の肌理(きめ)の粗さやザラついた手触りであると捉えられる。「規範」を内在化する立場に立つリファテール(1978)では、行為としての「読み」の速度が阻害されることが示唆されている。言い換えれば、規範的なものは同質的・均質的であり、文体的なものは異質的・混質的なものと考えられることができることになる。

1.2. 解釈上の項と弁証法的な項

前項で見たように、文体(論)における「規範」は、必ずしも〈こうであるべき〉という意味あいではなく、〈すでにこうである〉というものである^(註1)。それを〈こうであるべき〉ものにとれば、当然ながら「規範」(正しいもの)は「慣用」(世に氾濫しているもの)と対置される概念となる(安達2019)。しかし、文体論、とりわけ逸脱の原理に依拠した文体論においては、「規範」は「慣用」と近いものを指すことになる。この意味での〈規範≒慣用〉は、安定的な／安定的に意味を伝えることができる言語的な伝達の基盤である。また、既存の〈規範≒慣用〉から逸脱した作家の個性的な表現が文体である。そのため、前の時代の文体が〈規範≒慣用〉として陳腐化することによってまた新たな文体が生じるという歴史的なダイナミズムが想定されてきた。言い換えれば、文体論において「規範」とは、文体と対立する(意味)解釈上の項というだけではなく、文体との関係によって規範と文体とを結合し、さらに(次の次元の)規範と文体を発生させる弁証法的な項だったということである。

1.3. 規範文体

序章で述べたように、規範文体とは、ジャンルなどに応じて選択される既成の類型的な表現様式のことである。規範文体というと、標準的で正しいものと見做された文体(スタイル)と捉えられがちであるかもしれないが、ここでの「規範」とは、前項で検討した文体論における「規範」の意味である。規範文体とは、既成の〈すでにこうである〉スタイルを指しており、それを書き手が選択していくと見るのである。

2. エクリチュールと文章体

2.1. エクリチュールの概念

バルト(1971)は、社会的に規定された言語表現の形式をエクリチュールと呼んでいる。エクリチュール(écriture)は、もとは英語の“writing”に相当するフランス語であり、「書くこと」や「書かれたもの」を意味する。この語を批評用語として再定義したのがバルト(1971)であり、そこではラング(国語)とスティル(文体)の中間にエクリチュールが置かれた。国語あるいは国家語としてのラングは、書き手にとって意識的な選択のできない社会的規約であり、文体としてのスティルは、書き手にとって意識的な変更の困難な体質的で無意識的な個人の癖である。それらを両極として、その中間に措定されるエクリチュールは、社会的に規定された言語表現の形

式であり、個人が一瞬だけ選択できるものである。そのため、ある書き手が使用する言語表現の形式は、社会的・政治的立場を宣言する個人の主体的な選択であり、書き手が主体的に選ぶことができると同時にそれに縛られるようになるものである。言い換えれば、言語表現の形式とは、個人の話し方や書き方というだけでなく、その存在（自らがどうあるべきか）やその行動（自らがどうすべきか）が全面的に規定されるものと言える。

バルト（1971）は、このようなエクリチュール（écriture）の再定義を通じて、作家にとって社会的に中立の言語表現（＝零度のエクリチュール）が可能かどうかを問うことで、言語の、あるいは、言語に反映された階級性こそが、社会階級を再生産するという図式を告発したものと考えられている。もちろん、この議論は『社会階級を上げるには3代かかる』などともいわれるヨーロッパに特有の伝統的で固着的な社会構造を前提としたものであり、ただちに日本語に適用できるものでは当然ないだろう。しかし、言語表現の形式が社会的に規定されたものであるという視点は重要なものと考えられる。

2.2. 文章体と類型的分類

すでに述べたように、エクリチュール（écriture）は、もともと筆記言語（書記言語）や文語の意味を持ち、前者に対立する概念が音声言語、後者に対立する概念が口語（oralité）である。場合によって、口語（oralité）は「話しことば体」や「会話体」と訳され、文語（écriture）は「書きことば体」や「文章体」と訳されることがある。同じ〈文章体〉の語は、日本語学では、文章の様式を指す術語としても用いられている。日本語学における『文章体』（なお、このパラグラフでは“文語”の意味での「文章体」と区別するため二重カギカッコで括って示す）は、文章を様式（一定の形式や方法）に基づいて捉えたときの類型を指している。作家の個人的な特徴をいう「個人文体」に対して「形式文体」と呼ばれることもある。しかし、「形式文体」の語は、（個別の人間と想定される）書き手の側を基準とするのではなく、（複数の異なる書き手によって書かれた、あるいは、書かれうると想定される）文章の側を基準とするという文体（概念）の捉え方を指して用いられることが多いようである（なお、ここでは、書き手と文章を2つの項として対置する見方が妥当であるかどうかは論じない）。一方、そのような「形式文体」の捉え方をした場合に見出される類型が『文章体』となる。したがって、『文章体』は、より明確に定義された文体の下位概念である。

文章体における類型化の基準（分類の原理）には、いくつかのものがある。たとえば、(1)和文体・漢文体・言文一致文体などの表現様式に基づく類型、(2)書簡体・日記体・記録文体などの使用目的に基づく類型、(3)「論説文の文章体」・「小説の文章体」などのジャンルに基づく類型などである。もちろん、これらの類型化の基準は排他的なものでもなく、特に表現様式とジャンルの間には密接な関係が見られるのが普通である。たとえば、和漢混淆文は、和文と漢文を基本にして、そこに俗語的要素を加えた文章体のことであるが、鎌倉期の軍記や説話に典型的に観察される文章体でもある。また、表現様式に基づく類型では、「だ体」や「です・ます体」のように文末形式による類型（文末文体や文末体とも呼ばれる）、「文語体」や「口語体」のように使用される語彙による類型（語彙文体や語体 word style とも呼ばれる）、「仮名文体」や「宣命体」のように使用される文字種の特徴による類型（表記体とも呼ばれる）のように、文章体をさらに下位分類をすることもできる。青木・高山編（2020：118）では、「文体」の用語について、その定義が複雑・多様であるため、日本語学の研究では議論の対象を明確にするとともに「各名称の再考が求められる」と指摘している。文体論の研究史が文体の定義との格闘の歴史であったという類の総括はすでに20世紀以前に見られるものだが、文体を直接に論じる文体論の研究を除けば、

「文体」の語よりもより明確に定義された下位概念（例えば、「文章体」や「文末体」など）を用いるべきであることは当然といえよう。

2.3. 文章体における集団の概念

日本語学で文章体を考えるとき、歴史的な要因は考慮されても、社会的な要因は特別に考慮されてこなかったように思う。もちろん、文章体の概念は、複数の異なる書き手（個人）を通じて考える場合に与えられるものであり（いうまでもないが、単数の書き手について考えられたものは、その書き手の個人文体になる）、言い換えれば、文章体は書き手の集団（グループ）の中に共有されているものと見ることができる。問題は、そこで想定される「集団」（グループ）がどのように規定されるのかということである。

言語の研究における「集団」（グループ）の捉え方については、社会方言(social dialect / sociolect)に関する場合が参考になるかもしれない。社会方言とは、同一言語内に見られる言語使用の相違（言語変種）のうち社会的要因によるものを指しているが、これは社会的な集団（グループ）ごとに異なる言語変種が使用されているという現実の観察に基づくものといえる。しかし、社会方言を規定する「集団」（グループ）の概念には研究者ごとに違いが見られる。それは、おおよそ、以下のように整理できるものと考ええる。

- ①全社会集団：特定の社会に実在することが明らか、あるいは、実在が強く推定されるあらゆる集団
- ②属性的集団：個人の社会的属性を区別したり分類したりできる集団
（職業集団、職業階層、政治集団、社会階級、宗教、性別、世代など）
- ③固有の集団：人種、民族、民族的起源、文化的背景など変更が難しい属性に基づく集団
- ④階層的集団：収入や学歴（教育年数）などの数値化できる基準に基づいて識別される集団
- ⑤観念的集団：社会的地位などから話し手が所属していると推定される（任意の）集団

これらの集団（グループ）の概念の中には、調査研究（言語調査・フィールドワーク）の便宜のために採用されている面が強いものもあるであろうが、日本の言語研究において「集団」（グループ）は、社会集団や属性的集団（ただし、政治集団や宗教を除く）と考えられることが多かったように思う（そのかぎり、社会方言は、集団語と同等の概念と見做される）。この背景には、日本の社会が欧米のような階級社会や多民族社会ではないと考えられてきたことがあると言えるだろう。日本語学における文章体の研究でも、集団の概念が考慮される際には、個人の社会的属性を区別または分類できる集団の概念が用いられてきたと言ってよい。具体的には、職業集団や職業階層（僧侶や官吏・武士など）、性別（男女）である。しかし、日本の現代社会は、単一民族社会や中産均質社会と言われる以上には多様であるはずである。

2.4. 規範文体と文章体

文章体という分類原理は、書き手の集団（グループ）を前提とするものであるから、その集団サイズを限定すればするほど個人文体に近づくことになる。すでに述べたように文章体は文体の下位概念であり、個人文体に区別される形式文体の具体的な記述に相当する。文体論の文脈で言えば、個人文体が規範からの逸脱によって与えられるものであれば、個人文体が複数化された形式文体では、個人文体が持っている逸脱が平準化され、慣用化した規範となることを可能にする。このように考えれば、規範文体は、書き手が主体的に選びとることのできる（範囲の）文章

体であり、そのひと揃いが共時的な書きことばの規範、ないしは、標準だといえることになる。

つまり、どのような文章体が規範文体でありえ、どのような文章体がそうでないかは、どのような書き手の集団がどのような書きことばを共時的に共有しているかと同等である。したがって、規範文体の多様性を考えることは、日本社会がいかに多様な集団を包摂しているのかを考えることに通底するといえる。

3. 談話体と現代語

3.1. 現代口語体

魚返(1963: 161ff.)は、文語と口語は言語、ないしは、言語を具体化する手段の区別であり、文体、ないしは、そのひとつの分類法である語体 (word style) の区別である文語体と口語体とは異なる概念である (したがって、「口語体の文語」や「文語体の口語」もありえる) とする。また、語体 (スタイル) としての文語体と口語体には、よりくだけた話しことば調のスタイルである「談話体」(speech style) を区別するべきであるとする (したがって、文語体 = 語体L / 口語体 = 語体C / 談話体 = 語体S の3分類となる)。そもそも表現がくだけたものであるかというカジュアルさの観点を入れて、スタイルを高低 (フォーマル / カジュアル) の尺度で分類しようとすれば、論理的には以下の3レベルになるはずであり、談話体を考えるのはけだし自然である。

- + [高い]・+ [低い] : 論理矛盾 (×)
- + [高い]・- [低い] : 高い (フォーマル)
- [高い]・+ [低い] : 低い (カジュアル)
- [高い]・- [低い] : 普通 (中間)

内山(2002)では、近代口語体の中にもスタイルのレベルの質的な異なりがあることから、近代口語体の談話体に相当する表現から新しい表現領域 (主にオンラインのテキスト) での新しい規範文体が成立しているのではないかと指摘し、それを近代口語体に対して現代口語体と呼んでいる。一方で、オンラインコミュニケーションで用いられる特徴的な表現は、1990年代 (以前) から「打ちことば」とも呼ばれており、佐藤・前田ほか編(2014)では日本語学の用語として定義されている (項目執筆者は田中ゆかり)。しかし、「打ちことば」と称されているものは、言語ではなくあくまでもスタイルのレベルの問題であり、オンラインコミュニケーションにおける電子テキストで規範文体として機能する談話体と考えられるべきものと見るべきである (内山2021)。

3.2. 低スタイルの表現

日本語の規範としてイメージされやすいのは「標準語」であろう。たとえば、標準語と (全国) 共通語との相違については、標準語が理想的なことばとして地域性のない概念であり、(全国) 共通語が全国で通用するという地域性のある概念であるとされることが多い。つまり、標準語は規範であり、(全国) 共通語はそれが実際に話されているという意味で事実である。しかし、標準語といえば、一般には、話しことばにおける標準変種を指す。これは、話しことばの方が書きことばより豊富なバリエーションを持つからだというわけではないだろう。書きことばに「標準語」がない (あるいは、意識されない) のは、書きことばそれ自体が標準だからであるというに過ぎない。話しことばは書きことばの束の間の代理に過ぎないという確信が、少なくとも近代

以降の日本語においては、「標準語」という概念に含まれていると考えなければならない。

書きことばに方言はないとしても、書きことばが方言の要素を含むことはありうる。山本（1965：5 ff.）が指摘しているように、近代文体の要件には、(1)平明性、(2)細密性、(3)俗語の尊重、(4)句読法の確立、(5)客観的描写性、(6)近代的写実のため、(7)个性的というものがある。このうち(3)俗語の尊重は、当時の日常の口頭語が、雅語に対して低いスタイルでありながら、近代文体の中に要素として参加しているという事実である。現代日本語では、方言は俗語と同様に低いスタイルの日常の口頭語であるといえる。このことは、日本語の方言研究における「方言」の概念の定義の変遷を見ることでも知ることができる。たとえば、真田（1983）では、方言は特定の地域の言語体系であり、標準語は東京のことばを母体とした標準日本語であるとされている。これが、真田（1989a）では、方言は土地の言語体系の全体であり、地域社会では場面によって方言と標準語を使い分けるものとされている。さらに、真田（1993）では、方言と標準語との違いはスタイル差（低スタイル対高スタイル）であり、方言も標準語も地域差は問題にならないとされている。このことは「ネオ方言」の（用語と）定義の変遷と重ね合わせればさらに明確である。真田（1987）では、「neo-dialect」の語を用い、neo-dialectは標準語の干渉による新しい非標準形式で『新方言』^(註2)の一種である（方言間の接触によって生じる新語はneo-dialectではない）とされた。真田（1989a）でも、「neo-dialect」は、言語使用の水準での言語接触によって生ずるものとされているが、真田（1989b）では、「ネオ・ダイアレクト」（新しい方言）の語をとり、「ネオ・ダイアレクト」は標準語の干渉を受けて成立した中間言語であるとしている。真田（1992）では、「ネオ・ダイアレクト」は『新方言』と異なり、スピーチスタイルと捉えられるシステムであり、「各地において、標準語の干渉を受ける形で生じ、定着しつつある新しい方言体系」とされている。さらに、真田（1993）では、「ネオ方言」の語に改め、「ネオ方言」はスタイルとしての標準語と方言との中間的スピーチスタイルであるとしている。最終的に、「ネオ方言」は（言語要素でも言語体系でもない）ある種の標準的でない話し方のことを指すもので、この間に問題とされる言語レベルが、語（「neo-dialect」）→体系（「ネオ・ダイアレクト」）→スタイル（「ネオ方言」）と変化しており、このことは「方言」の定義が〈体系における地域差→スピーチにおけるスタイル差〉と変化することと連動しているように見える。

このように、方言は、現代日本語における低いスタイルの日常の口頭語を指すものであり、近代口語体が低いスタイルの日常の口頭語であった俗語をとりいれたように、現代口語体では方言がとりいれられていると考えることができる（内山2002）。実際には、（電子テキストにおける）書きことばでの方言の使用は、1990年代から特徴的に観察されるものと思う。そこで見られる「気の置けない友だちとおしゃべりや、携帯メールのやりとりなど（田中2011：2）」で方言を用いてキャラを立たせる言語行動は「方言コスプレ」と呼ばれたり（田中2011）、「方言萌え」（田中2016）とも表現される。田中（2011：40ff.）によれば、2000年代以降に方言が「『目新しいもの、おもしろいもの、価値あるもの』として日本語社会でさまざまなかたちで受け入れられている」ことが背景にあるのだという。方言が「ネサヨ運動」の時代のように撲滅の対象となっていないことは事実であるとしても、「方言コスプレ」や「方言萌え」が方言を『価値あるもの』にしているかどうかは疑問である。そもそも「方言コスプレ」や「方言萌え」は低いスタイルの書きことばや話しことばにこそ現れるものではないか。その意味では、現代日本語の談話体の構成に参加した言語事象のひとつという程度の受け止めが妥当ではないだろうか。言い換えれば、現代日本語における方言の価値とは、それが低いスタイルの日常の口頭語である（とイメージされている）ことにあるのだろう。

4. まとめ

ここまで、規範文体、および、それに関連する概念や用語の意義を整理しながら考察してきた。

まず、文体論は「規範」の概念と密接に関わっており、文体と規範には弁証法的な運動と過程を想定することができる。その意味で、文体論における「規範」とは、〈こうであるべき〉ものではなく〈すでにこうである〉ものを指している。このような「規範」の概念にしたがって考えられるのが規範文体であり、ジャンルなどに応じて選択される既成の類型的な表現様式をいうものである。

日本語学では、文章を様式（一定の形式や方法）に基づいて捉えたときの類型を『文章体』と呼んでいる。文体の捉え方は、大きく個人文体と形式文体とに分けられることがあるが、形式文体の具体的な類型が文章体である。個人文体と形式文体との区別の中で、文章体という分類原理は、書き手の集団を前提とし、そこで個人文体が平準化・慣用化されるものと見ることができるとは、規範文体とは、書き手が主体的に選びとることのできる複数の文章体であり、その多様性を考えることは、日本社会の多様性を尊重することにつながる。

現代日本語について考えるときには、インターネットなどの高速で大規模な情報通信網・パソコンなどの情報端末・スマートフォンなどの携帯個人端末を包括する ICT（情報通信技術）の進化を考慮せずにはすまない。これらの技術は、人々のコミュニケーション行動を変えることを通じて、それらの人々が用いる言語表現にも変化をもたらすものである。そのような言語表現の構造的な変化をあとづけるためには、規範文体の系統的な整理が求められているのではないだろうか。

このように、規範文体に関する考察と研究は、日本語において、近代口語体の成立過程についてだけでなく、現代日本語にあっても重要な意義を担うものと考えられる。

注

- 1) もちろん、それが文体論の関心事ではないとしても、文体を「正しいもの」という意味での規範の観点から論じることはできる。たとえば、教科書に文章のモデルとして採用されたものを「規範的文体」として論じた森田（2004）などが挙げられる。
- 2) 井上（1985）によって、改まった場面ではあまり用いられない語で標準語や共通語とは語形が違うものと定義されている。

引用・参考文献

- 青木博史・高山善行編（2020）『日本語文法史キーワード辞典』ひつじ書房。
- 安達直樹（2019）「文法から文体へ、あるいはラングからパロールへ：RAEの規範指南をめぐる」、『イスパニカ HISPANICA』63, pp. 1-23, 日本イスパニヤ学会。
- 井上史雄（1985）『新しい日本語』明治書院。
- 内山和也（2002）「現代口語体の表現スタイルについて」、『広島大学日本語教育研究』12, pp. 83-90, 広島大学教育学部日本語教育学科。
- （2021）「日本語の『打ちことば』の概念に関する一考察」、『別府大学日本語教育研究』11, pp. 29-36, 別府大

学日本語教育研究センター。

- 魚返善雄 (1963) 『言語と文体』 (新書 A-6) 紀伊国屋書店.
- 木坂基 (1999) 「近代日本語文章成立の研究：幕末・明治期の規範文体について」, 木坂基先生退官記念論文集編集委員会編 『日本語表現法論攷』, pp. 2-11, 溪水社.
- 佐藤武義・前田富祺ほか編 (2014) 『日本語大事典』 朝倉書店.
- 真田信治 (1983) 『日本語のゆれ』 南雲堂.
- (1987) 「ことばの変化のダイナミズム：関西圏における neo-dialect について」, 『言語生活』 429, pp. 26-32, 筑摩書房.
- (1989a) 「方言学と言語地理学」, 崎山理編 『言語学要説 (上)』 (講座日本語と日本語教育11), 明治書院.
- (1989b) 『日本語のバリエーション』 アルク.
- (1992) 「関西方言の現在：変化の要因と過程」, 『日本語学』 11 (7), pp. 117-126, 明治書院.
- (1993) 「現代日本語論への新しい視点方言」, 『國文學：解釈と教材の研究』 38 (12), pp. 33-37, 學燈社.
- 田中ゆかり (2011) 『「方言コスプレ」の時代：ニセ関西弁から龍馬語まで』 岩波書店.
- (2016) 『方言萌え!?：ヴァーチャル方言を読み解く』 (岩波ジュニア新書845) 岩波書店.
- 時枝誠記 (1960) 『文章研究序説』 山田書院.
- バルト, ロラン (1971) [1953] 『零度のエクリチュール』 渡辺淳・沢村昂一訳, みすず書房. (Barthes, Roland. *Le Degré zéro de l'écriture*. Paris, Éditions du Seuil.)
- 森田真吾 (2004) 「明治20年代における『和文』を規範的文体とした文法教科書の検討」, 『筑波教育学研究』 2, pp. 71-86, 筑波大学教育学会.
- 山本正秀 (1965) 『近代文体発生の史的的研究』 岩波書店.
- リファテール, ミカエル (1978) 『文体論序説』, 福井芳男ほか訳, 朝日出版社.